

合同会社牧ノ原バイオガス発電所説明会資料

(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく説明会)

説明会ID : 00006870

開催日 : 2025年7月18日

開催場所 : 静岡県牧之原市白井749-20 株式会社ゲネシス 2階会議室内

合同会社牧ノ原バイオガス発電所

一般社団法人牧ノ原バイオガス発電所

一般社団法人バイオガス発電

アーキアエナジー株式会社

株式会社ゲネシス

野里電気工業株式会社

資料の文中の色につきまして

経済産業省資源エネルギー庁より再生可能エネルギーの固定価格買取制（FIT）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画変更等認定申請の際、再エネ特措法に基づく説明会及び事前周知措置実施において必要とされる

回答要求・質問事項を青にて記述しております

回答に関しましては、赤字で記述しております

合同会社牧ノ原バイオガス発電所概要

- 合同会社牧ノ原バイオガス発電所の経緯
- 関係法令遵守状況
- 土地権原取得状況

合同会社牧ノ原バイオガス発電所経緯その1 (変更前)

認定申請・取得を行った事業者 : 合同会社牧ノ原バイオガス発電所
変更前 法人の代表者氏名 (役職) : 代表社員 一般社団法人バイオガス発電
職務執行者 櫻井 和儀
東京都中央区日本橋兜町5-1
兜町第1平和ビル 7階

設備認定取得日 : 2015年10月02日
設備ID : MM24232C12
担当経済産業局 : 関東経済産業局
・電源種・発電設備区分 : バイオマス (メタン発酵ガス (バイオマス由来))
・設置形態 : 事業者が所有
・発電設備の名称 : 牧ノ原バイオガス発電所
・実施場所 : 静岡県牧之原市白井749-20
・出力 : 650 kW (発電出力 375 kW x 2基)
・処理能力 : 廃棄物80 t / 日
・災害時の活用可能性 (パワーコンディショナーの自立運転機能の有無及び給電用コンセントの有無)
: 無し
・事業区域の面積 (m²) : 4,522 m² 面積に進入路面積は含まれない。

合同会社牧ノ原バイオガス発電所の経緯その2

登録住所・職務執行者の変更（事後変更を提出・受理）

認定申請・取得を行った事業者： 合同会社牧ノ原バイオガス発電所
変更前

旧住所： 東京都中央区日本橋兜町5－1 兜町第1平和ビル 7階

法人の代表者氏名（役職）： 代表社員 一般社団法人バイオガス発電
職務執行者 櫻井 和儀

変更後

新住所： 東京都港区芝大門2－1 2－3 共生ビル2号館7階

法人の代表者氏名（役職）： 代表社員 一般社団法人バイオガス発電
職務執行者 岡田 育大

合同会社牧ノ原バイオガス発電所の経緯その3

代表社員の変更(変更認定申請：認定事業者の密接関係者の変更)

変更認定申請・取得を行った事業者: 合同会社牧ノ原バイオガス発電所

変更前 法人の代表者氏名(役職)： 代表社員 一般社団法人バイオガス発電
職務執行者 岡田 育大

変更後 法人の代表者氏名(役職)： 代表社員 一般社団法人牧ノ原バイオガス発電所
職務執行者 岡田 育大

理由：GK持分譲渡契約

一般社団法人バイオガス発電→一般社団法人牧ノ原バイオガス発電所

合同会社牧ノ原バイオガス発電所における代表社員の変更後 (変更認定申請:認定事業者の密接関係者の変更)

変更認定申請行った事業者 : 合同会社牧ノ原バイオガス発電所
変更後 法人の代表者氏名 (役職) : 代表社員 一般社団法人牧ノ原バイオガス発電所
職務執行者 岡田 育大
東京都港区芝大門2-12-3
共生ビル2号館7階

設備認定取得日 : 2016年07月28日
売電開始日 : 2017年04月05日
設備ID : MM24232C12
担当経済産業局 : 関東経済産業局
・電源種・発電設備区分 : バイオマス (メタン発酵ガス (バイオマス由来))
・発電設備の名称 : 牧ノ原バイオガス発電所
・実施場所 : 静岡県牧之原市白井749-20
・出力 : 650 kW (発電出力 375 kW x 2基)
・処理能力 : 廃棄物80 t / 日
・災害時の活用可能性 (パワーコンディショナーの自立運転機能の有無及び給電用コンセントの有無)
: 無し
・事業区域の面積 (m²) : 4,522 m² 面積に進入路面積は含まれない。

関係法令遵守状況

手続の要否、許可等の取得状況、取得手続のスケジュール及び法令を遵守するための実施体制について

再エネ発電事業の実施のために必要な認定申請要件許認可

- ・ 再生可能エネルギー設備認定（FIT）経済産業省資源エネルギー庁：

平成27年(2015年) 10月設備認定取得済

- ・ 建築基準法第51 条但し書き（都市計画審議会）

- ・ 廃掃法第15 条（産業廃棄物処理施設）設置許可

- ・ 都市計画法に基づく開発許可 手続き済 第29 条（開発許可）

牧之原市で都市計画法に基づく開発許可が必要となるのは、都市計画区域内または準都市計画区域内で3,000平方メートル以上、都市計画区域外で10,000平方メートル以上の開発行為を行う場合です。

- ・ 牧之原市土地利用事業の適正化に関する指導要綱 手続き済

牧之原市土地利用事業の適正化に関する指導要綱は、市内の1,000平方メートル以上の土地で土地利用事業を行う際に、災害防止と良好な自然・生活環境の確保を目的に、手続きを定めたものです。具体的には、森林の転用に関する制限や、自然環境の保全措置などが規定されています。

再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書に記載の法令に基づく許認可・届出等

- ・ （別紙参照：再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書）49～50頁参照

2025年5月15日、16日に各該当する牧之原市各部署と静岡県県庁の該当部署を訪問し再度確認
条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、
再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合にあっては、当該許認可・届出等
〔施行規則第4条の2の3第2項第3号ロ〕

バイオマス（メタン発酵ガス（バイオマス由来））に関しては該当はありません

実施体制

- ・ （別紙参照：牧ノ原ハィオカゝス発電所 事業実施体制図）51頁参照

土地権原取得状況

- 土地権原取得状況として、次の事項について説明すること。

再エネ発電設備の設置場所に係る所有権その他の使用の権原の取得有無

説明会開催時点で取得できていない場合は、その取得状況〔施行規則第4条の2の3第2項第3号ハ〕

所在地：静岡県牧之原市白井字五反田

地番： 7 4 0 番 2 0

地目：宅地

地積：9,828.46 m²

売買履歴：2015年12月11日 売主 東和運輸倉庫 買主 合同会社牧ノ原バイオガス発電所
2017年2月16日 売主 合同会社牧ノ原バイオガス発電所
買主 野里電気工業株式会社

事業用地面積： 4,522 m² （契約上の面積： 9,828.46 m² ）

- 2017年2月16日 売買契約締結済

（売主： 合同会社牧ノ原バイオガス発電所 、 買主： 野里電気工業株式会社）

※現所有者： 野里電気工業株式会社

- 2016年3月1日 「地上権設定」 締結

（土地所有者： 野里電気工業株式会社 、 地上権者： 合同会社牧ノ原バイオガス発電所）

会社概要

合同会社牧ノ原バイオガス発電所

一般社団法人牧ノ原バイオガス発電所

一般社団法人バイオガス発電

アーキアエナジー株式会社

株式会社ゲネシス

野里電気工業株式会社

合同会社牧ノ原バイオガス発電所・概要

(2025年7月18日現在)

社員に関する事項 代表社員 一般社団法人牧ノ原バイオガス発電所
職務執行者 岡田 育大

設 立 平成27年（2015年）2月23日

目 的 1. バイオガス発電等の再生可能エネルギーによる発電事業及びその管理・運営
並びに電気の供給及び販売等に関する業務
2. 前号に附帯する一切の業務

資本金額 200万円

令和7年（2025年）6月3日

東京都中央区日本橋兜町5-1 兜町第1平和ビル 7階より本店移転
新住所： 東京都港区芝大門2-12-3 共生ビル2号館7階

業務提携契約： 平成29年（2017年）3月13日 株式会社ゲネシス

環境保全協定： 平成28年（2016年）2月7日 牧之原市白井区区長 大石様、株式会社ゲネシス、
合同会社牧之原バイオガス発電所3社間

一般社団法人バイオガス発電・概要

(2025年7月18日現在)

社員に関する事項 代表社員 一般社団法人牧ノ原バイオガス発電所
職務執行者 岡田 育大

設 立 平成27年（2015年）2月23日

目 的 当法人は、バイオガス発電の発展を社員共通の目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. バイオガス発電等を行う事業をその目的とする会社の株式、出資持分、特定持分等の取得、保有及び処分
2. その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

令和7年（2025年）6月3日

代表理事 岡田 育大 就任
幹事 柿内 泰文 就任

令和7年（2025年）6月5日

東京都中央区日本橋兜町 5 - 1 兜町第1平和ビル 7階より本店移転
新住所： 東京都港区芝大門 2 - 1 2 - 3 共生ビル 2号館7階

一般社団法人牧ノ原バイオガス発電所・概要

(2025年7月18日現在)

社員に関する事項 代表社員 一般社団法人牧ノ原バイオガス発電所
職務執行者 岡田 育大

設 立 令和7年(2025年)3月21日

目 的 (1) 以下に掲げる事業を、その目的とする株式会社、特例有限会社の株式、合同会社の持ち分または特定目的、会社の特定、出資等の取得、保有及び処分

- ① 再生可能エネルギーによる発電事業及びその運営、管理、並びに電気の供給販売
- ② 再生可能、エネルギー事業を行う法人への貸付、出資、その他各種権利の取得、保有及び処分
- ③ 再生可能エネルギー事業に関する資産を信託財産とする信託に関する信託受益権の取得、保有及び処分
- ④ 再生可能エネルギー事業に関する不動産、地上権その他の不動産の利用権その他資産の売買、賃貸、管理、取得、保有、保有処分及び利用
- ⑤ 投資対象としての再生可能エネルギー事業に関する設備の設置、運用及び保守管理等に関する指図
- ⑥ 投資した再生可能エネルギー事業に関する不動産の売却、賃貸、管理、取得、保有、処分及び利用等に関する指図

(2) 前項各号に掲げる事業に付帯または関連する事業

住 所 東京都港区芝大門2丁目12番3号

アーキアエナジー株式会社・概要

プロジェクト企画・運営

(2025年7月18日現在)

役 員	代表取締役 取 締 役 社外取締役 社外取締役 社外監査役	植田 徹也（西東京リサイクルセンター 代表取締役・うるまBNセンター 代表取締役） 大橋 徳久（ゲネシス代表取締役） 飯田 善 （弁護士・西東京リサイクルセンター監査役） 菅野 智昭（野里電気工業 代表取締役副社長） 岩本 浩司（野里電気工業 執行役員 管理事業副本部長）
設 立	設 立	平成27年（2015年）1月15日
資 本 金	5,300万円	（資本準備金 1億円）
住 所	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-13-1 古澤ビル2F	
関連会社	株式会社ゲネシス（静岡県） 株式会社西東京リサイクルセンター（東京都） 株式会社うるまBNセンター	
株 主	植田 徹也（代表取締役） 野里電気工業株式会社 京葉ガスエナジーソリューション株式会社 西松建設株式会社 飯田 善（社外取締役） 従業員	

株式会社ゲネシス・概要

オペレーション

(2025年7月18日現在)

役 員	代表取締役 大橋 徳久（アーキアエナジー 取締役） 代表取締役 植田 徹也（西東京リサイクルセンター 代表取締役・うるまBNセンター代表取締役） 取 締 役 松村 健太郎
設 立	平成20年（2008年）1月15日
資 本 金	7,000万円
住 所	〒105-0001 静岡県牧之原市白井749番地20
関連会社	株式会社アーキアエナジー （東京都） 株式会社西東京リサイクルセンター （東京都） 株式会社うるまBNセンター
株 主	株式会社アーキアエナジー

野里電気工業株式会社・概要

土地・設備の所有者
(2025年7月18日現在)

設立年月日 昭和22年（1947年）2月10日

資本金 2億8,000万円

住 所 大阪本社 〒555-0022
大阪市西淀川区柏里2-4-1

役 員

代表取締役	社長	:	藤川 雅浩
代表取締役	副社長	:	菅野 智昭
常務取締役		:	後藤 尚
取締役		:	館 隆之介
取締役		:	松谷 論
取締役		:	岩本 浩司
取締役	(非常勤)	:	安東 治 野里エンジニアリング株式会社 代表取締役社長
監査役		:	松永 直樹
上席執行役員	安全統括本部長	:	西村 辰也
執行役員	工務事業本部 大阪工務本部長	:	藤本 良一
執行役員	企画本部長	:	松田 壮正
執行役員	営業事業本部 営業本部長	:	高橋 憲久
執行役員	工務事業本部 名古屋支店長	:	岸田 道孝

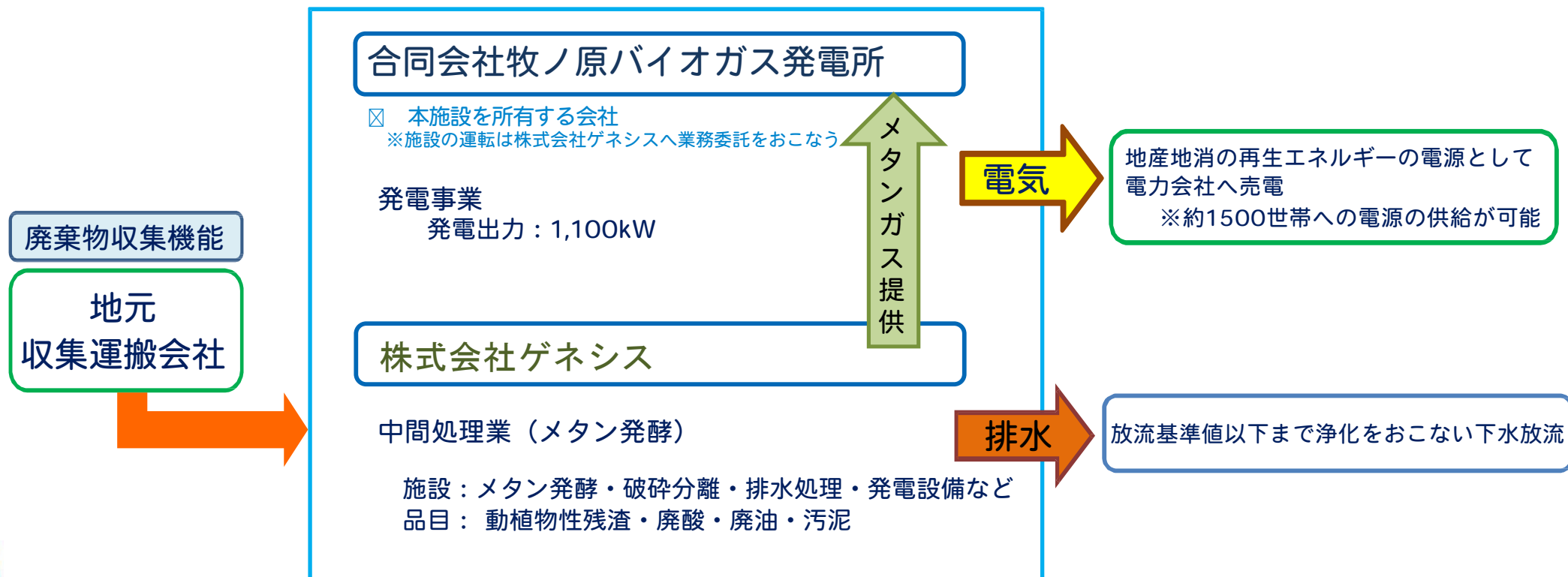
事業内容

- ・ 一般建築、プラント・工場施設の電気設備工事
- ・ 制御システムの設計・製作・据付
- ・ 駐車場管理システムの設計・施工・保守管理
- ・ バイオガス発電システムの設計・施工
- ・ 太陽光発電システムの設計・施工

牧ノ原バイオガス発電所プロジェクト構成

- 事業の構成
- 今後のスケジュール
- 立地場所
- 牧ノ原バイオガス発電所レイアウト

事業の構成



今後のスケジュール

2025年07月18日～2025年08月31日
2025年10月20日頃～
2025年12月～2026年01月

質問募集
事業認定申請提出
受理

牧ノ原バイオガス発電所 概要・立地場所

◆白井工業団地内区画

住所：静岡県牧之原市白井749番地20

地目：工業専用地域

面積：9828m²（平地面積4520m²）

※）東和運輸倉庫様（現所有者）と土地売買に関する覚書を締結済

◆今後の計画

エコアクション21取得・環境保全協定締結



地積図



合同会社牧ノ原バイオガス発電所
牧之原バイオガス発電所

酸発酵槽

発酵タンク

前
処
理
棟

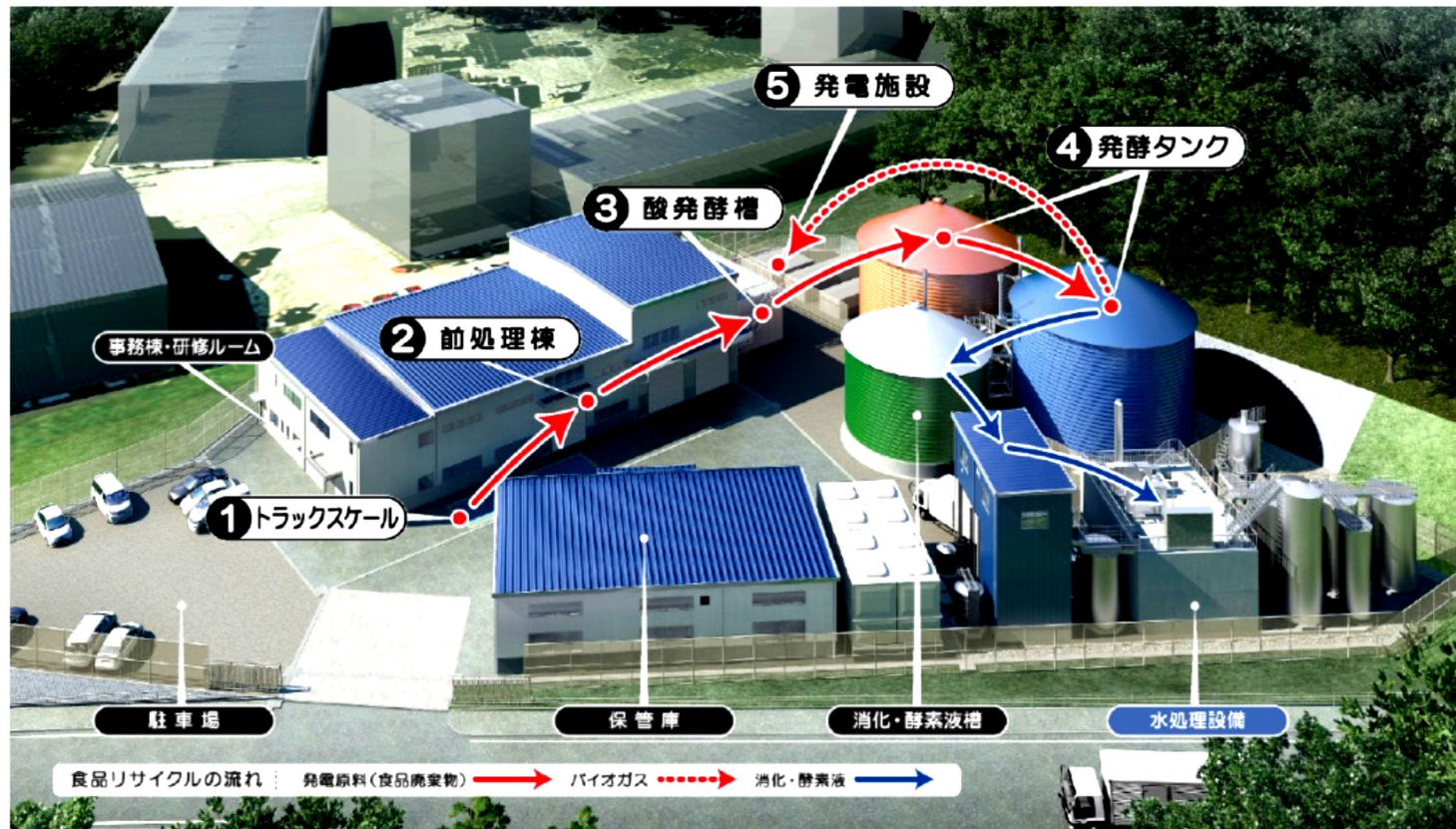
(株) ゲネシス

牧ノ原バイオガス発電所レイアウト

合同会社牧ノ原バイオガス発電所
ガスエンジン発電機



牧之原バイオガス発電所概要



- 施設名: 牧之原バイオガス発電所
- 所在地: 静岡県牧之原市白井749番地の20 (白井工業団地内)
- 運営主体: 合同会社 牧ノ原バイオガス発電
- オペレーション: 株式会社ゲネシス
- プロジェクト企画・運営: アーキアエナジー株式会社

- 竣工: 2017年3月13日
- 地目: 工業専用地域
- 面積: 9,8289㎡ (平地面積4,520㎡)
- 設備能力: 産業廃棄物
(動植物性残さ・汚泥・廃酸・廃アルカリ)
- 処理量: 80トン/日

牧之原に根付くバイオガス発電プラント

当発電プラントは徹底した臭気対策と安全対策を施しており、環境と地域に優しいとてもクリーンなプラントです。

5 発電施設

4 発酵タンク

3 酸発酵槽

2 前処理棟

1 トラックスケール

事務棟・研修ルーム

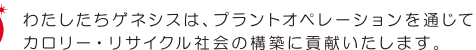
駐車場

保管庫

消化・酵素液槽

水処理設備

食品リサイクルの流れ : 発電原料(食品廃棄物) → バイオガス → 消化・酵素液



事前に搬入予約を取った指定の収集業者から受入れをします。
(トレーサビリティと原料の横流しや不正転売を防止します。)

運搬されてきた原料が容器に入っていたり、形状が大きく固いなど、湿式発酵に合わないものを破砕や容器分離作業により適した形状に整えます。水分が多いものは、地下ピットに受けて調整させます。

発酵前処理で細くなった固形分と水分を調合させた後、今度は発酵に適した温度、PHに整えます。

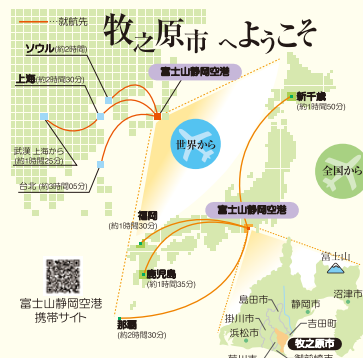
発酵に最適な状態の原料をいよいよ発酵タンクに投入します。
タンク内では温度管理、PH管理などを行いながらガスを発生させ回収します。
残った液体（消化・酵素液）は消化・酵素液槽に一時貯留された後、水処理設備へ送られます。

発酵タンクから送られるメタンガスを、発電用エンジンで効率よく燃焼させ発電します。発電の際に発生した熱も発酵タンクの加温や施設内の洗浄用温水にも有効利用しています。

残った消化・酵素液は、水質基準に合致するまで、後処理を行い河川放流します。

<1F>法律に則り受け入れた発電原料（食品廃棄物）の適正処分に必要な事務手続きを行います。
<2F>発電プラントの説明のために、研修ルームを併設しています。大型バスでの視察受入れも可能です。

●オペレーション：株式会社グネシス
●プロジェクト企画・運営：アーキアエナジー株式会社

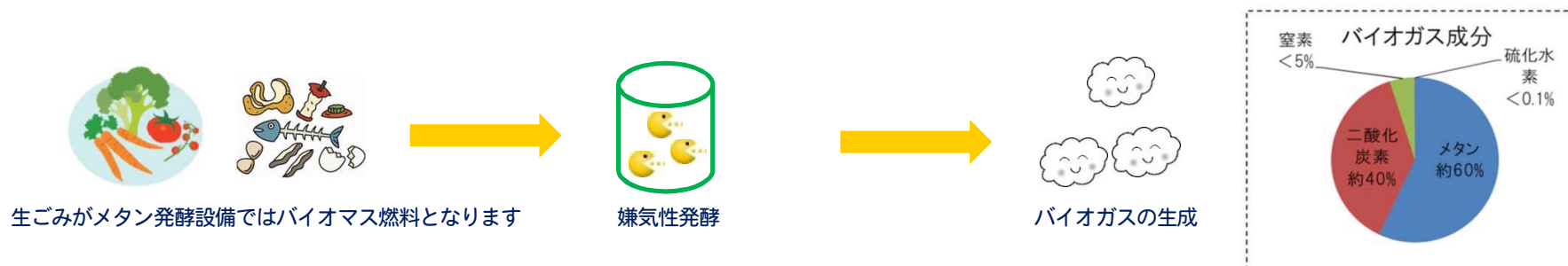


バイオガス発電事業につきまして

- ・ バイオガスとは？
- ・ バイオガスの流れ
- ・ 自治体（市区町村）におけるバイオガスの位置づけ
- ・ 地元への貢献

バイオガスとは？

バイオガス発電所で行われるメタン発酵とは、酸素のない状態（嫌気）環境において微生物が原料に含まれる有機物を分解して、エネルギーを得る反応を言います。
メタン発酵を行う微生物はメタン生成細菌と呼ばれます。



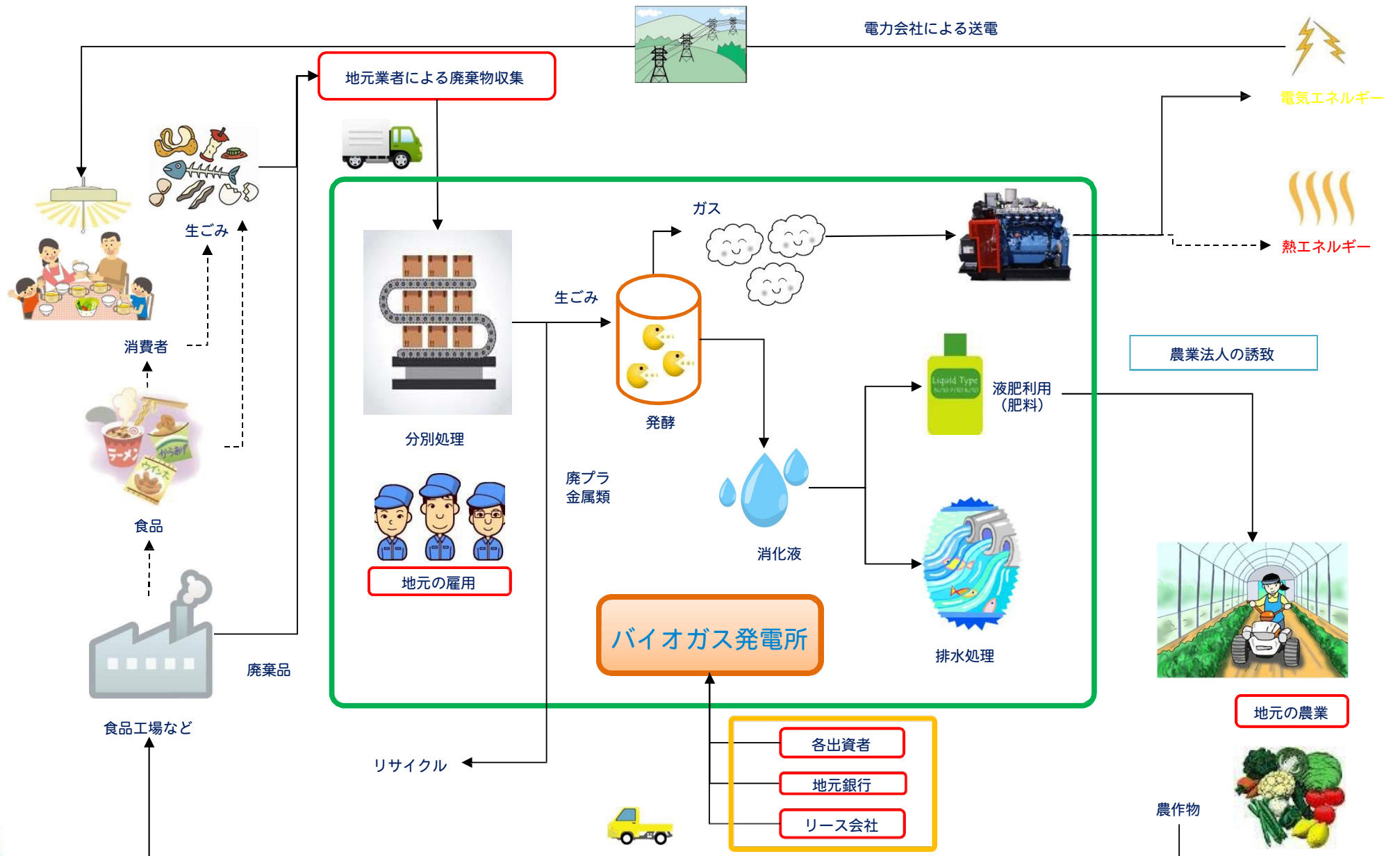
この反応で生成されるガスをバイオガスと呼びます。
バイオガスは主に60%がメタンガス、40%を二酸化炭素が占めています。
その他に、硫化水素や窒素、微量の水蒸気が含まれます。

本設備では、湿式・中温発酵を採用しております。この方法は世界で最も多く採用されており、長期にわたる安定的な運転が可能です。

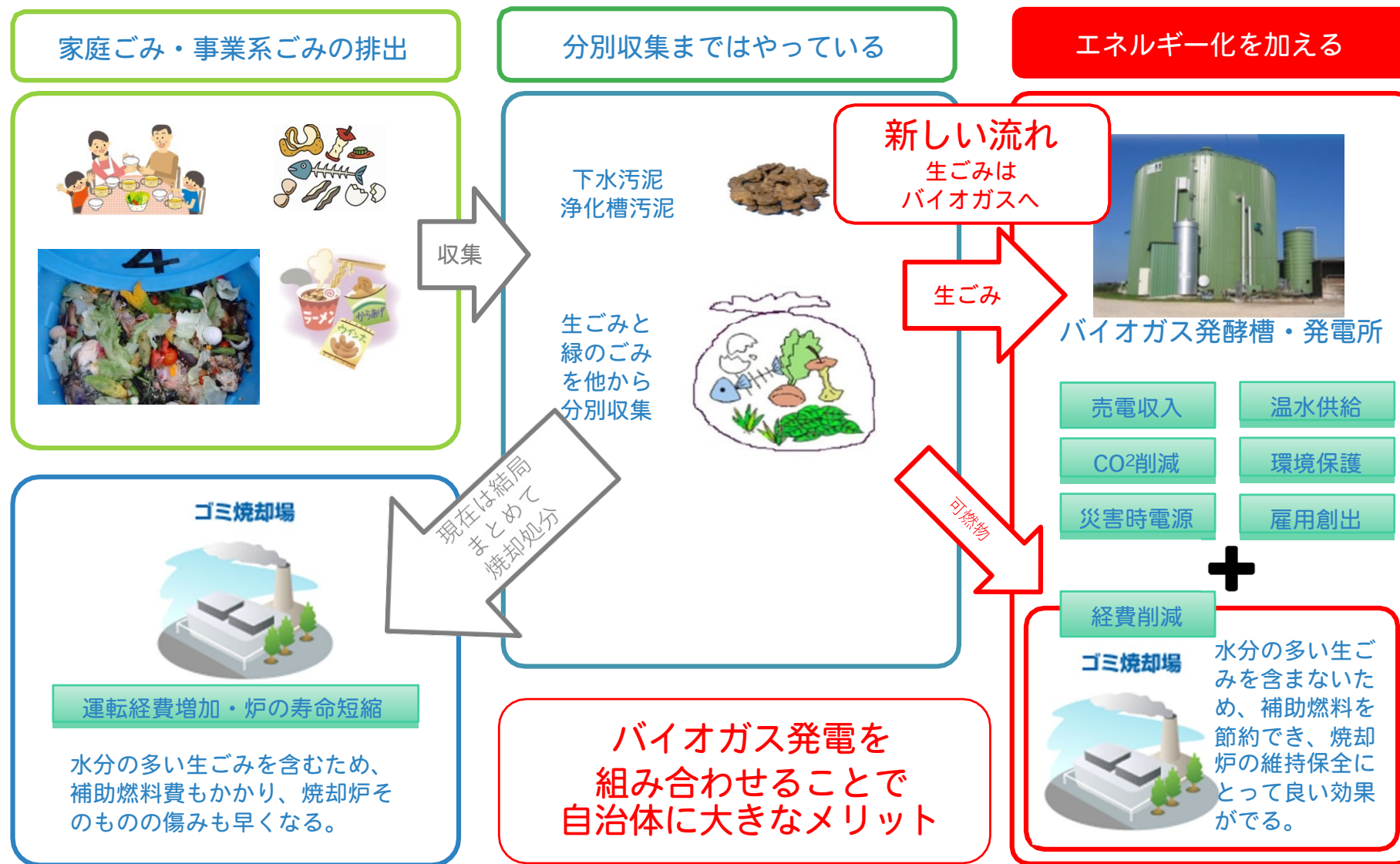
注）湿式：原料の含水率を90%前後に調整した後、発酵タンクへ投入する方法。従来、焼却処理に向いていないとされていた含水率の高い生ごみなどに適しています。

	中温発酵	高温発酵
運転温度	35～42℃	50～55℃
分解速度 発酵槽内滞留時間)	約20～30日	約10～15日
有機物負荷	中	高
運転の安定性	安定	不安定

バイオガスの流れ



自治体（市区町村）におけるバイオガスの位置づけ



地元への貢献

牧之原市

- ・ 食品リサイクル法
- ・ 牧ノ原市ごみ処理基本計画
- ・ 牧之原市環境計画

理念が合致



牧ノ原バイオガス発電所の理念

バイオガス事業には地域に根差した事業展開が必須

白井市とアーキアエナジー株式会社、株式会社白井BNセンター、京葉ガスエナジーソリューション株式会社は、バイオガス発電施設の整備、及び食品リサイクル、再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項について協定を締結致しました。（2022年12月22日）

牧ノ原バイオガスで実現する4つのこと

環境への貢献

- ・ 従来、焼却処理される食品残渣からエネルギーを生産

エネルギーの地産地消

- ・ 地域から出る食品残渣を原料とし、エネルギーを地元で消費する

新しい産業の振興

- ・ 地元の建築およびその他工事に、地元工事業者を積極的に登用
- ・ 原料の集荷は地元の収集運搬事業者と提携
- ・ 雇用の創出（当工場では20名ほどの地元雇用を創出）

地域の活性化

- ・ 環境教育の場として見学者を積極的に受入
- ・ 障がい者の積極的雇用
- ・ 地元へのイベント等への積極的な参加
- ・ 地元との環境保全協定の締結
- ・ 地元との防災協定の締結
- ・ 当施設から排出される消化液・排熱を活用した新たなビジネス機会の創出を企図（産学官連携事業）

開発にあたって

・ 回答要求・質問事項：（青）

・ 回 答：（赤）

① 代表的な施設環境対策 安全面の影響・自然環境・生活環境面の影響及び予防措置

その1 斜面への設置、盛土・切土、地盤強度、排水対策、法面保護・斜面崩落防止対策

防災施設の先行設置（防災施設を適切な箇所に設置）、

設備設計（傾斜地及び地盤の形状、台風や地震などの災害による影響、風圧荷重、積雪荷重、地盤の支持力、必要な根入れ深さ（土かぶり）等を考慮した基礎設計の概要）

施工後の管理の継続性（維持管理計画及び実施体制の概要）、事業終了後の措置

景観面への影響、再エネ発電設備の高さ、敷地境界線から設備までの距離、山頂、尾根線、丘陵地稜線、高台、傾斜地への設置の該否、適切な予防措置を講ずる。

周辺環境との調和を図るための発電設備・附属設備の設計の変更

その2 騒音

その3 振動

その4 臭気対策

その5 大気保全対策

② 代表的な施設環境対策 自然環境・生活環境面の影響及び予防措置

その1 水の汚れ、排水処理、燃料保管・搬入等に伴う生活環境への影響

（交通/ばい煙・粉じん/臭気等）

その2 廃棄物の処理及再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等に関する影響及び予防措置
FIT売電期間終了後

① 代表的な施設環境対策 安全面の影響・自然環境・生活環境面の影響及び予防措置 その1

斜面への設置 盛土・切土	設置場所の勾配及び当該勾配を踏まえた事業への影響及び予防措置 斜面なし 盛土・切土による事業への影響及び予防措置 盛土・切土による事業への影響及び予防措置を考慮し設計・開発を行います
地盤強度	地盤強度や、事業への影響及び予防措置 地盤強度や、事業への影響及び予防措置を考慮し設計・開発を行います
排水対策 法面保護・斜面崩落防止対策	水処理施設を設置し、排水放流基準値未満まで浄化し公共下水へ排水します 法面保護・斜面崩落防止対策として諸条件や周辺環境、施工後の維持管理等を考慮し、実施する法面保護・斜面崩落防止策を行い設計・開発を行います
防災施設の先行設置	防災施設を適切な箇所に設置した設計・開発を行います
設備設計	傾斜地及び地盤の形状、台風や地震などの災害による影響、風圧荷重、積雪荷重、 地盤の支持力、必要な根入れ深さ（土かぶり）等を考慮した基礎設計に基づいて設備設計を行います
施工後の管理の継続性	維持管理計画及び実施体制の概要 維持管理計画と事業実施体制図を作成。これに基づいて維持管理を行う。頁51をご参照ください
事業終了後の措置	発電開始20年後のFIT終了後も工場は稼働する為、設備撤去は考えていません
景観面への影響	・ 再エネ発電設備の高さ 発電機 : 10m、発酵タンク : 13m ・ 敷地境界線から設備までの距離 : 約5m（振動なし排水処理施設） ～ 約12m（発電機） ・ 山頂、尾根線、丘陵地稜線、高台、傾斜地への設置の該否 無し
適切な予防措置	周辺環境との調和を図るための発電設備・附属設備の設計の変更 （色・デザイン・意匠等の変更、反射の影響を軽減する素材の使用、仮設設備を避ける、設備の向きや傾斜について統一感のある設計とする等）や（周辺の主要な眺望点や住居・道路等からの眺望への配慮（植栽、緩衝帯の設置、目隠しなどの設置等） 該当無し

① 代表的な施設環境対策 安全面の影響・自然環境・生活環境面の影響及び予防措置 その2

騒 音

発電エンジンは1台ずつ防音防振対策をした専用コンテナ内で稼働します
また、処理機械はすべて建物屋内に設置してありラバーマウントを用い、
稼働時の振動・騒音は外部へ漏れません

静岡県騒音規制値

騒音規制法の規制基準表				
地域の区分 (都市計画法における用途地域のうち、 おおむね下記の地域)		時間の区分		
		午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで 及び 午後7時から 午後10時まで	午後10時から 翌朝午前6時まで
第4種区域	・工業地域 ・工業専用地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

騒音発生機器は建屋内に設置し、建屋の壁は防音効果の高いものを採用します
屋外に設置する機器は防音対策を施します
設備の日常点検、定期点検の実施、記録します
設備機器には極力低騒音型を用います
設備の異常時には、速やかに運転を停止し、必要に応じてメーカー等に修理を依頼します
廃棄物運搬車両は、急発進などを行いません
また、場内での荷役作業は建物内で行い車両の待機は公道の道路上ではなく場内の
車両待機所にて待機させます
(受け入れは事前に FAX 等で受付をし、時間の調整ができた車両のみ搬入するので
基本的に集中しません)

① 代表的な施設環境対策 安全面の影響・自然環境・生活環境面の影響及び予防措置 その3

振 動

振動発生機器は防振対策を施し設置します
工場建屋内に設置する機器はアンカーを打ち、ボルトにて固定を行います
建屋内のため周囲への拡散は防止できます
設備の日常点検、定期点検の実施、記録します
設備の異常時には、速やかに運転を停止し、必要に応じてメーカー等に修理を依頼します
廃棄物運搬車両は、急発進などを行わなわない様にします
また、場内での荷役作業は建物内で行います
車両の待機は公道の道路上ではなく場内の車両待機所にて待機させます
(受け入れは事前に FAX 等で受付をし、時間の調整ができた車両のみ搬入するので基本的に集中しません)

① 代表的な施設環境対策 安全面の影響・自然環境・生活環境面の影響及び予防措置 その4

臭気対策

搬入車両の投入作業については、すべて脱臭装置が作動している建物屋内で行います

その後、発酵タンクに送られ発酵タンク内は空気と接触しない嫌気状態を保ちます。発酵タンクで発生したバイオガスは配管で送られフィルターを通した後、発電エンジンで完全燃焼します

臭気の測定を定期的の実施し、記録します

活性炭吸着装置により脱臭を行います

エアカーテンの設置、建物内を陰圧に保つことにより臭気が外部に出ないようにします
密閉された車両（コンテナ容器やパレット積みものをウイング車、液状汚泥状のものをローリー車や汚泥吸引車で）を用い、深ダンプのような車両については天蓋付、もしくは防水シートを取り付けます
(搬入も搬出も同じ方式)。

① 代表的な施設環境対策 安全面の影響・自然環境・生活環境面の影響及び予防措置 その5

大気保全対策

建屋のシャッター開放部は常時シートシャッターを使用し、粉じんの外部飛散を防止します

建物内を陰圧に保つことにより、臭気が外部に出ないようにします

発電設備の保守・維持管理を徹底し、公害防止対策を確実に講ずることで、大気に対する影響の回避、低減を行います

発電機故障等非常時の際、メタンガスを大気に放散させない様、ガスフレアーにより余剰ガスを全量燃焼させます

発電装置のNox値低減の為、ガスエンジンに酸化触媒方式（排ガスエミッション）装置を採用しています

② 代表的な施設環境対策 自然環境・生活環境面の影響及び予防措置 その1

水の汚れ／濁り 排水処理

メタン発酵後の廃液（消化液）は、場内に設置した水処理施設により、市の排水処理基準値以下まで浄化し、公共下水に放流します
計画施設に適用される排水基準を満たす処理能力を有する排水施設です
将来的に消化液の一部は液肥原料として地域の農業利用に役立てます
排水は、法で定められた水質検査を実施し、結果を保存します

燃料保管・搬入等に伴う生活環境への影響（交通/ばい煙・粉じん/臭気等） 交 通

廃棄物運搬等

搬入時間：午前2時から午後8時

搬入車両台数：1日最大50～60台 15分位に1台程度（予約制）

搬入の際は時間予約を事前に行い、道路上での待機をさせません

- ・廃棄物運搬車両は、急発進などを行いません
- ・場内での荷役作業は建物内で行います
- ・車両の待機は公道の道路上ではなく場内の車両待機所にて待機させる（受け入れは事前に FAX 等で受付をし、時間の調整ができた車両のみ搬入するので基本的に集中しません）

ばい煙・粉じん 燃やすものは無い為、ばい煙・粉じんはありません

② 代表的な施設環境対策 自然環境・生活環境面の影響及び予防措置 その2

廃棄物の処理及再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等に関する影響及び予防措置
FIT売電期間終了後

- ・ 設備の廃棄に係る廃棄費用の総額： 4,500万円（2017年工場設立時見積）
- ・ 廃棄費用の算定方法： 業者見積を計上
- ・ 廃棄費用の積立開始時期及び終了時期： 2036年2月 ～ 2037年3月
- ・ 廃棄費用の毎月の積立単価： 20年間のFIT期間最終月に計上します
- ・ （太陽光発電事業の場合）太陽光パネルのメーカー名、製造期間及び 鉛 ・ カドミウム ・ ヒ素 ・ セレンの4物質の含有情報 バイオマス（メタン発酵ガス（バイオマス由来））の為、該当しません
- ・ 設置及び解体工事に伴って発生する産業廃棄物の種類（汚泥、コンクリートがら、その他廃材等）及び残土の種類（掘削残土・浚渫残土等）ごとの排出見込量

発電開始20年後のFIT終了後も工場は稼働する為、設備撤去は考えていません

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令への遵守体制等
発電開始20年後のFIT終了後も工場は稼働する為、設備撤去は考えていないが工場の老朽化に伴う建替え、修繕や改造等に於いて生じる廃棄物処理の撤去等に関しましては、適正な業者に依頼し廃棄物の排出を抑制及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を適切に行います

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る為、事業実施の遵守体制を整えます

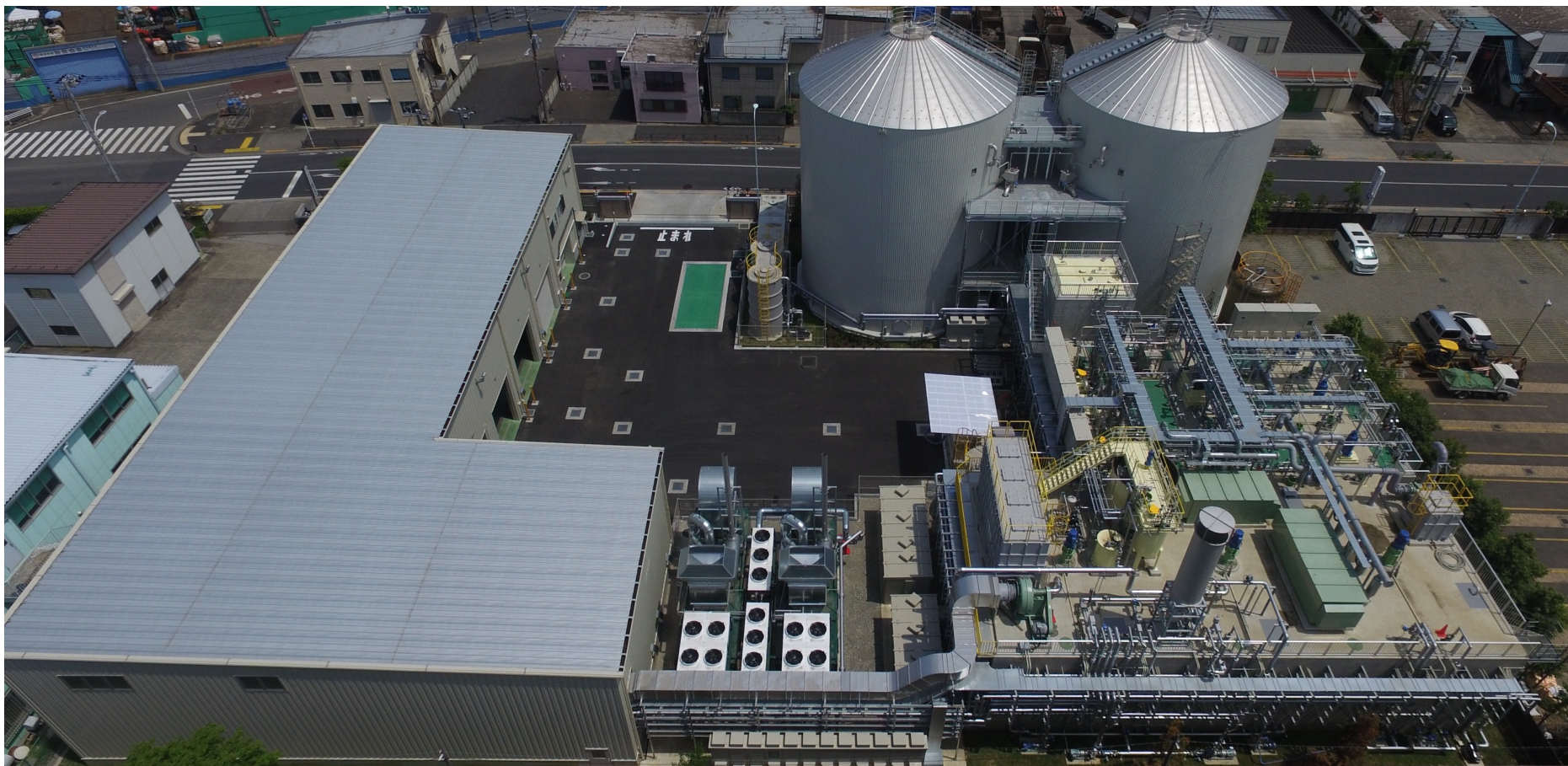
- ・ 土地開発に係る許認可等に基づき、発電事業終了後の土地の原状回復義務を負う場合にあっては、その内容

発電開始20年後のFIT終了後も工場は稼働する為、設備撤去は考えていません

参考資料

- ・ 羽村バイオガス発電所・株式会社西東京リサイクルセンター
- ・ 牧ノ原バイオガス発電所・株式会社ゲネシス
- ・ 特殊肥料登録（はむらのちから、まきのはらのちから）
- ・ 資源循環 ヤオコー様（スーパーマーケット）の取組み
- ・ 環境教育の取組み
- ・ リサイクル報告書（CO2 削減効果・推定発電量）

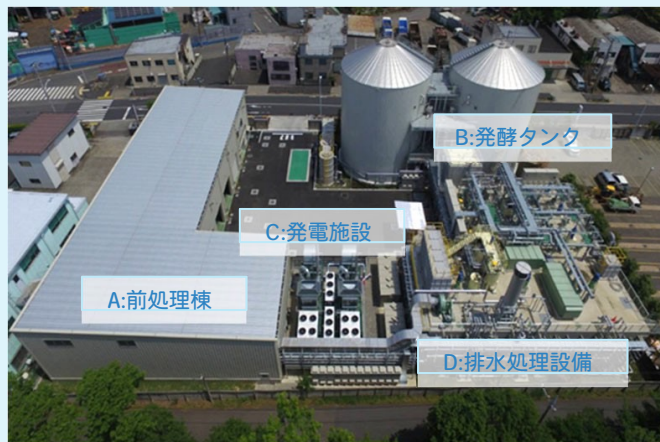
関連施設 羽村バイオガス発電所



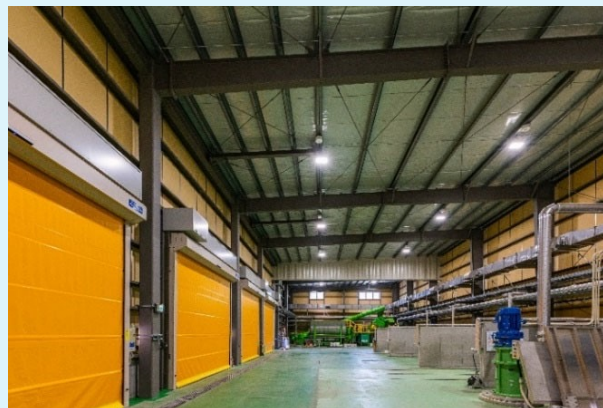
- 羽村バイオガス発電所
発電出力：1,100 kW
- 株式会社西東京リサイクルセンター
（メタン発酵ガス製造・供給社）
2020年8月稼働開始

参考) 羽村バイオガス発電所内一覧

工場全景



A : 前処理棟 (受入ピット)



パッカー車、大型コンテナ車、バキューム車等受入可能

A : 前処理棟 (分別機)



プラスチック容器でも対応可能

B : 発酵タンク



1,700m³発酵タンク×2基

C : 発電機



550kw/h発電機×2基

D : 排水処理設備



工場内に大型排水処理設備完備

食品リサイクル分別マップ



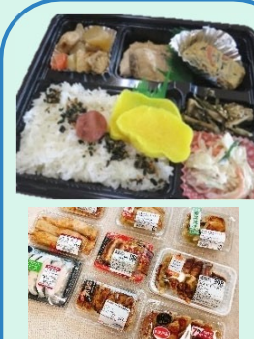
製造工程残さ



冷凍食品



野菜・果物類



お弁当・惣菜



肉・魚

受入できるもの (全てプラスチック容器に入ったままでOK。)

受入対象外のもの



卵殻のみ



骨のみ



貝殻・蟹殻のみ

ビン・缶
金属類

西東京リサイクルセンター搬入物一覧



廃製品



調理残さ（袋入り）



野菜①



野菜②



おにぎり



調理麺＋米飯

特殊肥料登録(はむらのちから)

新発売

有機堆肥

はむらのちから®

私達が目指すカロリー・リサイクル社会への貢献にむけて西東京リサイクルセンター（NRC）では、食品製造工場や近隣市町村より持込まれる食品残渣を基に有機物を嫌気性菌が分解し、その代謝として生成されるバイオガスを発電機で電気と熱を生産し、再生可能エネルギーとして利用できます。この工程で消化液を堆肥に加工し農業等にお使いいただける堆肥ができる運びとなりました。

SDGs に寄与する流れを念頭に農家様等皆様にお使い願うことにより食品のリサイクルループ構築を目指しております。

はむらのちから® は、

食品廃棄物、食品由来の有機物を主な原料とした肥料効果の高い堆肥です。

製造工程



生ゴミ等を粉碎処理



メタン発酵



残渣回収



製品出荷

堆肥の品質

主要な成分の含有量等

窒素全量	2.3 (%)
りん酸全量	1.6 (%)
加里全量	0.2 (%)
炭素窒素比	4.9
水分含有量	73.3 (%)

上記は現物あたりの数字です

堆肥の販売

販売方法： バラ積みが基本です。

販売単位： 要相談

販売商品： 「はむらのちから®」

輸送方法および金額につきましては、お気軽にお問い合わせください。

地球環境に配慮した持続可能な
都市型バイオガス発電所

カロリー・リサイクル社会を構築する

NRC 西東京リサイクルセンター

お問い合わせ先

会社名：株式会社西東京リサイクルセンター
住所：東京都羽村市緑ヶ丘三丁目3番3
TEL：042-533-6640
FAX：042-533-6650
担当：岩岡



特殊肥料登録（まきのはらのちから・はむらのちから）

新発売

有機堆肥

まきのはらのちから™

私達が目指す「カロリー・リサイクル社会の貢献」にむけてゲネシスでは、食品製造工場等から日々排出される食品系残さを原料にしてメタンガスを作り、再生可能エネルギーであるバイオガス発電を行っています。

今回、その工程で出てくる発酵済の液を有効利用して、地球にやさしい堆肥を作ることができました。

農業分野でも、この「まきのはらのちから」を使って頂くことで、食品リサイクルの資源循環やSDGsの取り組みに貢献します。

まきのはらのちから™は、

食品由来の有機物を主な原料に、メタン発酵後の残さを加工した肥料効果の高い堆肥です。

製造工程



食品残さを粉砕処理



メタン発酵



堆肥製品



出荷

堆肥の品質

主要な成分の含有量等

窒素全量	2.3 (%)
りん酸全量	1.6 (%)
加里全量	0.2 (%)
炭素窒素比	4.9
水分含有量	73.3 (%)

上記は現物あたりの数字です

堆肥の販売

販売方法： バラ積みが基本です。
販売単位： 要相談
販売商品： 「まきのはらのちから™」

輸送方法および金額につきましては、お気軽にお問い合わせください。



お問い合わせ先

会社名：株式会社ゲネシス
住所：静岡県牧之原市白井749-20
TEL：0548-54-2525
FAX：0548-54-2526

新発売

有機堆肥

はむらのちから®

私達が目指すカロリー・リサイクル社会への貢献にむけて西東京リサイクルセンター（NRC）では、食品製造工場や近隣市町村より持込まれる食品残渣を基に有機物を嫌気性菌が分解し、その代謝として生成されるバイオガスを発電機で電気と熱を生産し、再生可能エネルギーとして利用できます。この工程で出る消化液を堆肥に加工し農業等にお使いいただける堆肥ができる運びとなりました。

SDGsに寄与する流れを念頭に農家様等皆様にお使い願うことにより食品のリサイクルループ構築を目指しております。

はむらのちから®は、

食品廃棄物、食品由来の有機物を主な原料とした肥料効果の高い堆肥です。

製造工程



生ゴミ等を粉砕処理



メタン発酵



残渣回収



製品出荷

堆肥の品質

主要な成分の含有量等

窒素全量	2.3 (%)
りん酸全量	1.6 (%)
加里全量	0.2 (%)
炭素窒素比	4.9
水分含有量	73.3 (%)

上記は現物あたりの数字です

堆肥の販売

販売方法： バラ積みが基本です。
販売単位： 要相談
販売商品： 「はむらのちから®」

輸送方法および金額につきましては、お気軽にお問い合わせください。

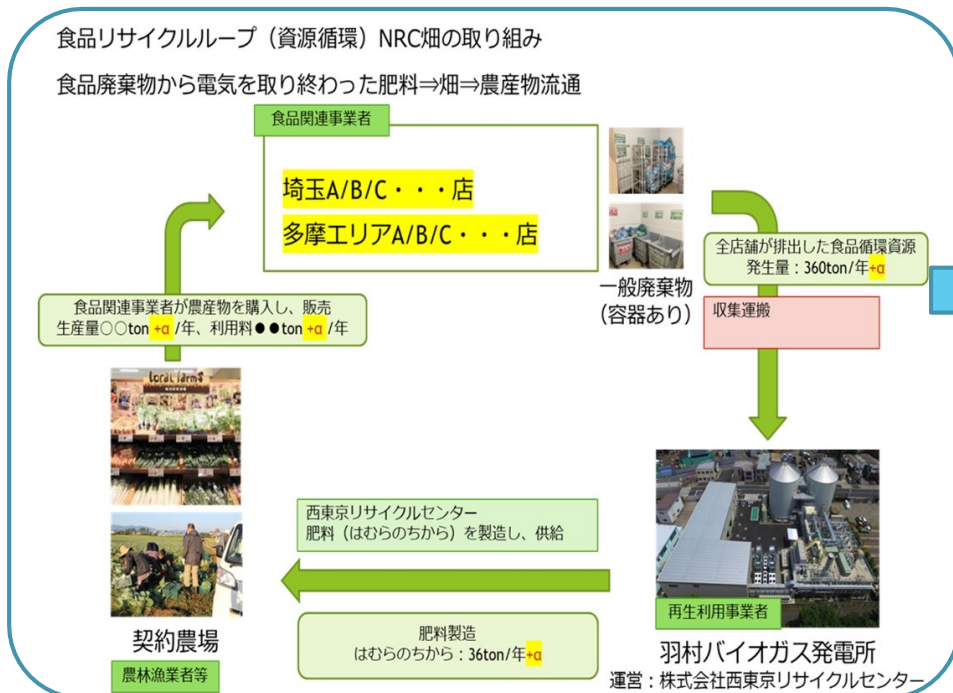
地球環境に配慮した持続可能な
都市型バイオガス発電所

カロリー・リサイクル社会を構築する
NRC 西東京リサイクルセンター

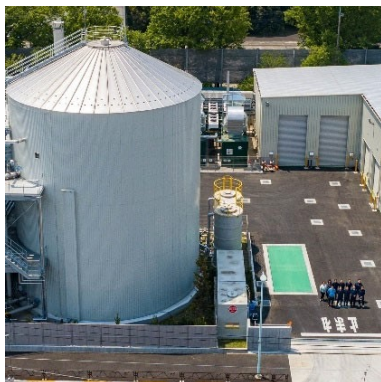
お問い合わせ先

会社名：株式会社西東京リサイクルセンター
住所：東京都羽村市緑ヶ丘三丁目3番3
TEL：042-533-6640
FAX：042-533-6650
担当：岩岡

参考) 特殊肥料「はむらのちから」施肥の様子



ヤオコー様（スーパーマーケット）の取組み 資源循環



羽村バイオガス発電所



『はむらのちから』を
ヤオコーファームへ漉込み



作付け（ブロッコリー）



作付け（ブロッコリー）



YAOKO

3月5日 19:00

【ヤオコーのリサイクル🔄ループ】

ヤオコーの一部のお店で出た食品残渣を原料として、西東京リサイクルセンターさんの密閉型タンクでメタン発酵を行い、この発酵残渣を肥料（はむらのちから）にし、その肥料をヤオコーファームの畑の土に混ぜて耕します。今回はブロッコリーの苗を植えました。食べられるのは3ヶ月後！

西東京リサイクルセンターさんでは、メタン発酵処理の過程で生ごみから生育されたバイオガスを発電機で電気と熱を生産し、再生可能エネルギーとして利用されています。生ごみリサイクルに向かないものがあり、弊社の店舗から出す生ごみとして特に気を付けて分別しなければならないのは、「卵の殻」「貝殻」「紙」です。実際に前処理段階では無機物や配管の詰まる可能性のあるものは人の手で除くため、改めて生ごみを出す際に気を付けて対応しなければならないと実感いたしました。

#ヤオコー #YAOKO #スーパーマーケット #スーパー #リサイクル #リサイクルループ #🔄 #西東京リサイクルセンター #羽村バイオガス発電所 #東京都 #羽村市 #食品残渣 #発酵残渣 #肥料 #畑 #はむらのちから #ヤオコーファーム #ファーム #畑 #ブロッコリー #メタン発酵 #生ごみ #再生可能エネルギー #卵の殻 #貝殻 #紙 #環境 #かんきょう #SDGs #カロリーリサイクル

2023年3月5日 ヤオコー様 フェイスブックより

環境教育への取組み

環境教育の取組みの実績

実施日	対象	内容
2021年11月23日	羽村市教育委員会 (市民向け)	出前講座 (環境教育)
2022年2月10日	羽村市武蔵野小学校 (小学生向け)	出前講座 (環境教育)
2022年10月22日	福生市生活環境部 (市民向け)	現地講座 (環境教育)
2022年10月27日	神奈川県産業資源循環協会 (行政向け)	現地講座 (施設見学)
2022年10月28日	羽村市武蔵野小学校 (小学生向け)	出前講座 (環境教育)

「作戦」をフラック

こみ問題の専門

羽村町・山崎の市立武蔵野小学校、海東朝美リコー校校長、児童数446人、は10月28日、「こみ問題」をテーマに「わたしたちだからできること」と題したシンポジウムを開催。こみ問題の専門家ら5人をゲストティーチャーに招いた。発表を行ったのは二写興。

環境問題を考える授業のクエストティーチャーを西尾利サイクルセンター・羽村市緑ヶ丘の大橋徳久さんと高田清澄さんと、西多摩衛生組の伊藤一雄さんと、羽村市リサイクルセンターの石川忠弥さんと、同市生活環境増進生活用推進の高橋和嗣さんがそれぞれ務めた。

同校は地域の人や施設、行政や企業などを通じて話を聞き、体験を通して社会のつながりを意識し主体的

「作戦」をブラッシュアップ
こみ問題の専門家招き環境授業

羽村武蔵野小

に問題解決する能力を養う総合的な学習を進めている。

この日はさき問題について考える授業の10時限目、これまで班ごとに学んできたのテーマを、それぞれのテーマで学んできたごみの問題と密着している。ゲストティーチャーに聞き、自分たちの考え

藤さん、藤さんは「国さんが考えた自分たちでできることを、身近な人に伝えて、世の中を変えていけるように」と呼び掛け、西東京リサイクルセンターの畠田さん「今日は、逆に勉強させていただいた」と話していた。

「自分たちの作戦」を
ブラッシュアップし
た。

を再構築していった。
5年2組の児童40人は「分別」や「生ごみ」「ペットボトル」「プラスチック」など9班に分かれて、それぞれ「生ごみを肥料化する」「学校にリサイクルボックスを置く」「ポスターやすごころ」を作ってたくさんの人

東京都羽村市で、羽村バイオガス発電所を操業する西東京リサイクルセンター（植田徹也代表取締役、042・593・6640）は2月10日、同市の市立武蔵野小学校で、5年生を対象に環境出前講座を行った。同社取締役会長の大橋徳久氏が、バイオガスを電の仕組みなどについて講義を行った後、児童がグループに分かれて活発な意見を交わし、学びを深めた。

出前講座は、同校が「総合的な学習の時間」を活用して実施する環境学習の一環として、大橋会長が講師に招かれて実現した。当日は午前中に4年生、午後には5年生のそれぞれ約80人が体育館に集まり、講座とグルーブワークの時間が設けられた。

大橋氏は、バイオガス発電の仕組みや再生可能エネルギーでの社会貢献について解説した後、「SDGs・3R」という言葉も聞いた他、

サイター
子ども地元

バイオガ

地球温暖化防止などにあがり、同校では今後は、活動のかかわりについて、同社施設の話を通じて説明。児童からは、養殖場を開き、魚を育てて食べることに興味を示す声もあった。

サイクリングセンター
子どもたちの気付きに
バイオガス発電を講義
地元小学校で出前講座



講義する大橋会長

などの日頃実践している活動だけでは解決しない問題への気付きにもなり、自分たちの活動を見直すいい機会になったと意義を語った。

大橋氏は「今後も羽村市で20年、30年にわたってバイオカス発電

事業に取り組んでいくなかで、環境のことを一緒に学んだ地元の子どもたちから、将来一人でも当社に入社したいと思ってもらえるなら嬉しい」と期待感をにじませた。

羽村バイオカス発電

る体制を整えた。

グループワークで意見を交わす児童。出前講座の経験が豊富な大橋氏も同校児童の環境意識の高さには驚いたという

参考) リサイクル報告書 (CO2削減効果・推定発電量)

 **NRC** 西東京リサイクルセンター

2022年6月19日

リサイクル報告書

アーキアエナジー株式会社 殿

当社は、貴社が排出した食品廃棄物を「食品リサイクル法」に則って再生利用いたしました。以下、ご報告いたします。

受入廃棄物名	食品廃棄物
受入期間	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
受入量	100 トン
リサイクル場所	株式会社西東京リサイクルセンター
リサイクル方法	メタン発酵（バイオガス発電）
バイオガス発生量	推定発生量 18,000 Nm ³
リサイクル製品	推定発電電力量 41,400 kWh
CO ₂ 削減効果	推定 20,120 kg



都市部でのカロリー・リサイクル社会を構築する
CALORIE RECYCLE

株式会社西東京リサイクルセンター
代表取締役 植田 徹也
住所：東京都羽村市緑が丘3-3-3
電話：042-533-6640
URL: <https://nrc.tokyo.jp/>

再エネ由来の電気でCO₂排出量削減

CSR活動での企業価値向上

食品リサイクルを通じて
エネルギー循環に貢献

- ・別紙 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書
- ・別紙 牧ノ原バイオガス発電所 事業実施体制図

別紙 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書

2025 年 6 月 29 日

申請者 事業者名 合同会社牧ノ原バイオガス発電所
代表者氏名 一般社団法人牧ノ原バイオガス発電所
職務執行者 岡田 育大

再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 9 条第 4 項に基づく同法施行規則第 5 条の 2 第 3 号、第 4 号の認定基準を満たし、又は満たすことが見込まれることについて、再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る関係法令（条例・規則を含む。）及び当該法令の手続状況を下記のとおり提出します。

1. 関係法令確認に係る再生可能エネルギー発電設備（注 1）

事業者名	合同会社牧ノ原バイオガス
発電設備の区分（注 2）	☒ M ☐ 区分 A のうち注 2 に掲げる書類を申請時に提出できる場合
発電設備の出力（kW）	650
発電設備の名称	牧ノ原バイオガス発電所
発電設備の設置場所	静岡県牧ノ原市白井 749 番地 20

2. 発電設備の設置場所に係る関係法令への該当状況（注 3）

	項 目	該当の有無	現況 (有の場合のみ)	確認・手続先
1	国土利用計画法に基づく土地売買等届出（※）	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 令和 7 年 5 月 15 日 自治体名及び部署名： 牧之原市都市住宅課 担当者名（役職）： 本杉康（主査） 連絡先(TEL)：0548-53-2633
2	都市計画法に基づく開発許可（※）	☒ 有 ☐ 無	☒ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 令和 7 年 5 月 15 日 自治体名及び部署名： 牧之原市都市住宅課 担当者名（役職）： 本杉康（主査） 連絡先(TEL)：0548-53-2633
3	河川法に基づく工作物新築等許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 令和 7 年 5 月 15 日 自治体名及び部署名： 牧之原市建設課 担当者名（役職）： 佐々木達矢（主査） 連絡先(TEL)：0548-53-2628

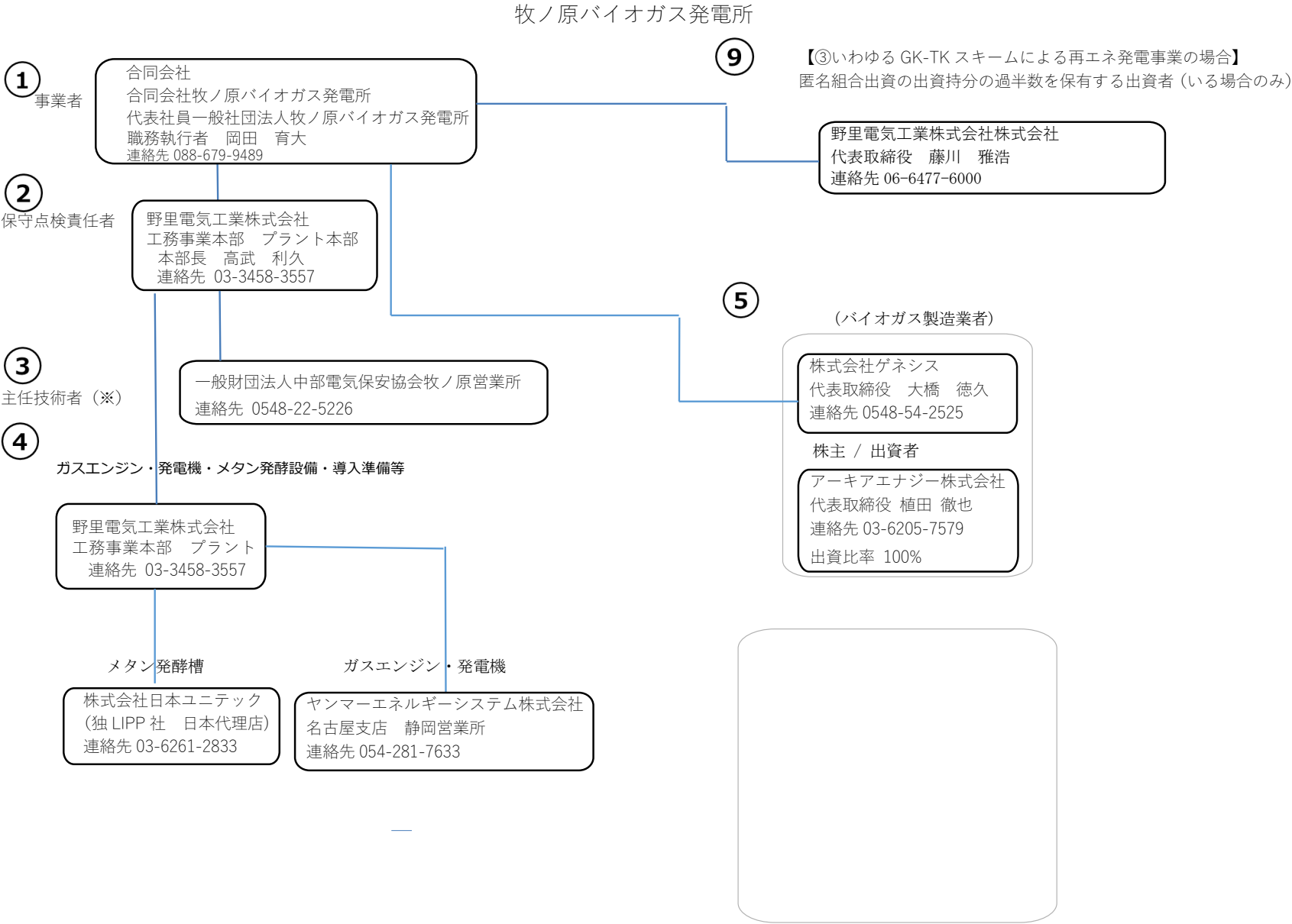
4	港湾法に基づく港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用許可、臨港地区内の行為届出（注 4）	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 令和 7 年 5 月 15 日 自治体名及び部署名： 牧之原市建設課 担当者名（役職）： 佐々木達矢（主査） 連絡先(TEL)：0548-53-2628
5	海岸法に基づく海岸保全区域等内の占用・行為許可（注 5）	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 令和 7 年 5 月 15 日 自治体名及び部署名： 静岡県御前崎港管理事務所総務課 担当者名（役職）： 小野田誠二（主査） 連絡先(TEL)：0548-63-2173
6	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可（注 6）	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 令和 7 年 5 月 15 日 自治体名及び部署名： 牧之原市建設課 担当者名（役職）： 佐々木達矢（主査） 連絡先(TEL)：0548-53-2628
7	砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可（注 6）	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 令和 7 年 5 月 15 日 自治体名及び部署名： 牧之原市建設課 担当者名（役職）： 佐々木達矢（主査） 連絡先(TEL)：0548-53-2628
8	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域内又はばた山崩壊防止区域内の行為許可（注 6）	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 令和 7 年 5 月 15 日 自治体名及び部署名： 牧之原市建設課 担当者名（役職）： 佐々木達矢（主査） 連絡先(TEL)：0548-53-2628
9	景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為届出	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 令和 7 年 5 月 15 日 自治体名及び部署名： 牧之原市都市住宅課 担当者名（役職）： 本杉康（主査） 連絡先(TEL)：0548-53-2633

別紙 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書

10	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続（※）	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 令和 7 年 5 月 15 日 自治体名及び部署名：牧之原市農林水産課 担当者名（役職）：増田真也（主査） 連絡先(TEL)：0548-53-2618
11	農地法に基づく農地転用許可（※）	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 令和 7 年 5 月 15 日 自治体名及び部署名：牧之原市農林水産課 担当者名（役職）：増田真也（主査） 連絡先(TEL)：0548-53-2618
12-1	森林法に基づく林地開発許可（注6）（※）	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 令和 7 年 5 月 15 日 自治体名及び部署名：牧之原市農林水産課 担当者名（役職）：増田真也（主査） 連絡先(TEL)：0548-53-2618
12-2	森林法に基づく保安林指定解除手続、伐採及び伐採後の造林の届出（※）	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 令和 7 年 5 月 15 日 自治体名及び部署名：牧之原市農林水産課 担当者名（役職）：増田真也（主査） 連絡先(TEL)：0548-53-2618
13	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 令和 7 年 5 月 15 日 自治体名及び部署名：牧之原市社会教育課 担当者名（役職）：森田周可（係長） 連絡先(TEL)：0548-53-2646
14	土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出（※）	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日：令和 7 年 5 月 16 日 自治体名及び部署名：静岡県中部健康福祉センター環境課 担当者名（役職）：辻むつみ（技官） 連絡先(TEL)：054-644-4471
15	自然公園法に基づく特別地域・特別保護地区内の行為許可	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 令和 7 年 5 月 16 日 自治体名及び部署名：静岡県自然保護課 自然保護・管理班 担当者名（役職）：笠原淳也（技師） 連絡先(TEL)：054-221-2719

16	自然環境保全法に基づく自然環境保全地域内の行為許可	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 令和 7 年 5 月 16 日 自治体名及び部署名：静岡県自然保護課 自然保護・管理班 担当者名（役職）：笠原淳也（技師） 連絡先(TEL)：054-221-2719
17	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の実施地区等内の行為許可	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 令和 7 年 5 月 16 日 自治体名及び部署名：静岡県自然保護課 自然保護・管理班 担当者名（役職）：笠原淳也（技師） 連絡先(TEL)：054-221-2719
18	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の区域内の行為許可	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 令和 7 年 5 月 16 日 自治体名及び部署名：静岡県自然保護課 自然保護・管理班 担当者名（役職）：笠原淳也（技師） 連絡先(TEL)：054-221-2719
19	環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続（環境影響評価手続における事業名称： ）	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日：令和 7 年 5 月 16 日 自治体名及び部署名：静岡県生活環境課環境影響評価班 担当者名（役職）：花嶋紗世（主任） 連絡先(TEL)：054-221-2268
20	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可（注6）（※）	☐ 有 ☒ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 令和 7 年 5 月 15 日 自治体名及び部署名：牧之原市都市住宅課 担当者名（役職）：本杉康（主査） 連絡先(TEL)：0548-53-2633
21	その他の法律・条例に係る手続（注7） （法令名：牧之原市土地利用事業の適正化に関する指導要綱）	☒ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☒ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 令和 7 年 5 月 15 日 自治体名及び部署名：牧之原市都市住宅課 担当者名（役職）：本杉康（主査） 連絡先(TEL)：0548-53-2633
上記以外の相談先（部署名）（注8）				

別紙 牧ノ原バイオガス発電所 事業実施体制図



Thank You !!